

## 東日本大震災による被災企業に対する支援策について

平成23年 5月25日  
株式会社名古屋証券取引所

### I. 趣 旨

本年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な人的・物的被害をもたらしたほか、首都圏を含む広範な地域におけるインフラ機能の低下やサプライチェーンの寸断による生産活動の不安定化などを通じて被災地域内外の企業活動・企業業績に相当の影響を及ぼしています。

そこで、当取引所では、被災企業の復興を支援する観点から、東日本大震災の被災により経営に打撃を受けた上場会社や新規上場申請（予定）会社に対して震災の影響に配慮した特例を新設するなど所要の上場制度上の対応を図ることとします。なお、この改正に伴い、上場管理や新規上場の実務においても、震災の影響に配慮した運用を行うものとします。

### II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 上場審査基準等の特例 (1) 純資産の額	・上場申請日の直前事業年度の末日における純資産の額が、東日本大震災による特別損失に起因して3億円未満となっている場合は、新規上場による資金調達額を加算した額が3億円以上となる見込みがあれば足りるものとします。	・一部指定基準及び市場変更基準においても同様の取扱いとします。
(2) 利益の額	・東日本大震災による特別損失を除外して判断します。	
(3) 監査意見	・東日本大震災により直前事業年度における監査報告書に「限定付適正意見」が記載された場合も基準を充足するものとします。	

項 目	内 容	備 考
2. 上場廃止基準等の特例 (1) 債務超過  (2) 事業活動の停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社が、東日本大震災による特別損失の発生に起因して債務超過の状態となった場合について、上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長します。</li> <li>・ 上場会社が東日本大震災により一時的に事業活動を停止した場合について、事業活動の停止に係る上場廃止基準に該当しないことを明確化します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定替え基準においても1年間の猶予期間を新設します。</li> </ul>
3. 上場手数料等の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本大震災で特に被害の大きかった地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）に本社を置く上場会社（以下「対象上場会社」という。）については、本制度の施行日から1年以内に到来する支払期日に支払う上場手数料及び年間上場料を免除することができることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場手数料及び年間上場料の免除は、対象上場会社からの申請に基づき、経営成績、財政状態等に影響があると認められる上場会社に対し実施します。</li> </ul>

### Ⅲ. 実施時期（予定）

平成23年6月下旬から実施します。

以 上